

## 4. 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項

### イ. 文化財の保存及び活用に関する事項

#### (1) 町域全域に関する事項

##### ① 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

町内全域における文化財の状況の把握は1.(3)及び参考資料に示したとおりであり、それぞれ保存・活用が図られている。

保存管理計画は、国指定名勝「楽山園」について策定されているが、それ以外の文化財では策定されていない。

今後、適切な保存管理を行う上でも必要なことから、可能な限り計画を作成することとし、それまでは、文化財保護法・群馬県文化財保護条例・甘楽町文化財保護条例などの法令等に基づき、所有者・管理者等に適正な保存・活用が図られるよう指導・助言を行うものとする。また、個別の文化財についても、不断に調査・研究を行い、新たな価値付けを行った上で住民へと情報発信し、文化財への関心を高めるよう努める。

未指定の文化財については、分野別に調査・研究を行って実態の把握に努めるとともに、調査・研究によって得られた知見に基づいた価値付けを行い、町指定の文化財として指定する方針をたてるものとする。

無形文化財、無形民俗文化財については、価値が高く保存伝承活動を行っているものを町指定としている。各保存団体とも継承のため人材育成を行っているが、少子高齢化等により、継承者の確保が課題となっている。このため、伝承文化の継承や再興についてのプログラムを実施し、現在継承されている小幡八幡宮例大祭の神楽唄の継承に努める。また、継承者のない民俗文化財や無形文化財の価値を明らかにし、継承者の確保を図るとともに、支援者の発掘に努める。

文化財とは、地域の歴史や文化を凝縮した存在であり、地域の自己認識の核でもあると考えられるが、その保存と活用は、甘楽町「らしさ」を後世へ継承していくためのものであることが必要である。そのためにも、文化財の持つ真実の価値を損なうことなく、新たな機能や用途を付加するとともに、案内板や解説板を計画的に設置していくなど情報発信を行い、文化財への関心や、それを生んだ地域への誇りを醸成していくことを目

指すものとする。

## ② 文化財の修理（整備）に関する方針

修理・修復が必要と認められた場合は、速やかに修理・修復を行うものとする。

所有者や管理者等が実施する修理・修復については、文化財の種類に応じ、法令に即した適切な手続きを行うとともに関係機関と連携する。その他の文化財についても必要に応じ専門家による意見聴取や関係機関と連携し町として技術的指導を行う。また、大規模な修理については、町の各種支援措置を講じる。復原にあたっては、甘楽町文化財調査委員会に外部の有識者を加えた組織に諮問を行い、史実に基づいた復原を行うこととする。

これらの文化財に関わる技術者については、群馬県教育委員会文化財保護課の指導・助言を仰ぎ、「社団法人群馬県建築士事務所協会富岡支部」などより、文化財技術者の協力を受け実施する。

## ③ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財は、当町の歴史や文化を正しく理解するために必要なものであるとともに、地域の歴史や文化を発信するための貴重な資源である。このため、文化財を適切に保存しつつ、活用を図ることは重要なことであるため、積極的に推進する。

甘楽町の文化財を展示する施設については、甘楽町歴史民俗資料館、甘楽古代館があるが、民俗資料館は町指定重要文化財であり館内展示施設は老朽化しており、また古代館については施設位置等において課題がある。そのため、新たな展示施設を名勝楽山園周辺に建設する予定である。案内板などの設置を行い文化財の展示施設の機能を充実させ、より良い環境での保存・活用を図る。

## ④ 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営みと関わりながら生まれたものである。したがって文化財は、周辺の環境を排除した形ではその意義をなさないと言っても過言ではない。文化財に即した周辺環境の整備を図るものとする。

当町では、平成元年度に景観に関する自主条例「甘楽町ふるさと景観をまもり、そだて、つくる条例」を制定し、良好な都市景観の形成に取り組んできている。

今後も、こうした景観行政やまちづくり行政と文化財行政がより緊密に連携して、文化財の周辺環境の保全を図るものとする。また、来訪者の増も加味した施設の充実を図り、外観については周辺環境や歴史的背景に配慮した建築物とする。

文化財を案内する案内施設についても周辺環境に配慮し、振興課・教育課で設置していたものについては、各課の意匠を統一し適正な場所への再配置を検討して行う。駐車場の配置については、訪問者車両を重点区域内での通過交通の減少を目指し、緩衝地帯を計画的に配置する。

### ⑤ 文化財の防災に関する方針

甘楽町防災計画や総合計画を基本に、防災体制を整えるものとする。また、木造の歴史的建造物が多く、昼間は女性や高齢者のみの家庭が多いことから、初期消火のための簡単に操作できる公設消火栓や放水銃等を計画的に設置するとともに、使用方法の訓練を適宜実施することとする。同時に、地震時の対応のため現在設置されている防火貯水槽に代わり、耐震型防火貯水槽の設置をすすめることとする。



■防火パレードをする地元小学校

また、消防担当課、文化財保護担当課と地域の消防団及び地域住民の連携により、文化財防火デーや必要な時期において、文化財の消防訓練の実施、予防消防の拡充を実施する。

盗難、毀損等の人的な災害に備えるため、担当課署は歴史的建造物のパトロールを随

時行う。

#### 甘楽町の消防体制

名 称	概 要
甘楽町消防本部	甘楽町全体の消防分団を統括する組織。団長、副団長、分団長、副分団長、本部員で組織される。
甘楽町消防分団	地区ごとに置かれる消防組織。分団長、副分団長、部長、班長、団員で組織される。予め受持ち区域が決まっており、必要な場合は消防本部より応援の要請が出される。(分団数4)
消防団援助隊 自衛消防援助隊	各地区で独自に消防団援助隊を組織している。主に初期消火、消防団の後方支援に当たる。援助隊数2、自衛消防援助隊6
富岡消防署	富岡甘楽広域市町村事務組合(甘楽町・富岡市・下仁田町・南牧村)で運営するし甘楽町には、富岡消防署甘楽分署が設置されている。
町役場担当課	総務課 担当職員4名

#### ⑥ 埋蔵文化財の取扱に関する方針

甘楽町内における周知の埋蔵文化財包蔵地は、65遺跡であり、重点区域では6遺跡指定されている。発掘調査を行っているものは、国指定文化財名勝楽山園のみである。

今後は、「文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画」にあるとおり、埋蔵文化財及び古文書等の文献史料の全数調査を把握するための調査を実施し(P25参照)、近世における町の構造や空間利用について、文献史料及び絵画資料による検討や、現地踏査、試掘、確認調査を実施し、必要なものについては周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱うものとする。また、試掘・確認調査で確認された保存状態に基づき、群馬県教育委員会文化財保護課の指導・助言を仰ぎ適切な調査を実施する。

#### ⑦ 文化財の保存・活用に係る町の教育委員会の体制

甘楽町には、多くの文化財が良好な形で残っている。これらは、地域に生きた人々によって大切に育み守られてきた貴重な歴史遺産である。

これらの歴史遺産を、甘楽町の財産として、今後も良好に保全・活用し継承していく

ための保存整備活動を行うことにより、町全体の活性化と住民の日常生活に豊かさや安らぎをもたらされると考えている。

町教育委員会の教育課は、教育課長、同補佐の下に、文化財保護係、甘楽町出土文化財管理センター、かんら古代館、甘楽町歴史民俗資料館で構成されている。

甘楽町文化財保護条例に定める甘楽町文化財調査委員会の委員数は4名であり専門分野は、石造物等、伝承・風俗等、石質・地質等、習俗・地名等であり、今回の計画についても文化財保護の視点から指導と助言を得ている。

### ⑧ 文化財の保存・活用に関する住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

史跡の清掃など文化財の保存に関わる住民の活動は、行政区（自治会）を主体として定期的に行われている。

今後、拝観客等の案内には、住民による「解説ボランティア」や文化財のパトロールを実施する「パトロールボランティア」などを検討している。

「地域の文化財は、地域住民が守る」ことは、文化財保護や愛護精神の高揚に結びつくものであり更なる組織化に努めるものとする。



■文化財清掃ボランティア

### ⑨ 文化財の普及・啓発に関する方針

現在、ほとんどの指定文化財には、広く文化財に対する理解を得るため説明板を設置している。また、『甘楽町の文化財』などの啓発的な冊子を頒布して住民への周知を図っている。名勝楽山園などは、発掘現場を住民に公開して、その成果を積極的に発信している。一般公開されていない指定文化財は、所有者と協議し、期間限定で公開するな

どの従来行っていなかった方法を模索し活用を進めている。



■ 楽山園伝統的復元工法見学会

また、無形民俗文化財などの地域に密着して伝承されてきた文化財が、現在の社会状況の急速な変化で断絶の危機に瀕している。従来から民俗芸能の保存団体に用具修理や後継者育成事業など伝承活動への財政的な支援を行ってきたが、今後は、民俗芸能を積極的に公開、情報発信する場を設けるための支援を行う。多くの住民の目に触れることで、その価値を普及し、保存団体には自分たちの地域で伝えてきた民俗芸能に対する誇りを喚起してもらい、また、後継者の確保と支援者の拡大に努める。

## **(2) 重点区域に関する事項**

### **① 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画**

小幡地区伝統的建造物群保存地区として予定している地区については、今後保存計画に定める。

国指定名勝「楽山園」・国登録有形文化財茂原家住宅の2件については、個別に保存整備計画等に定められている。

甘楽町歴史的風致維持向上計画の計画期間中は、重点区域の中核に位置することから、これらの3件については、保存と管理を図り、保存のための修理事業等を積極的に実施する。また、文化財の保存・活用を行う際に、現状変更等を必要とするものについては、文化庁長官並びに県及び町の教育委員会の許可を得る等の手続を踏まえ、行政機関や検討委員会等の関係機関等との連携を図り、保存整備計画等に基づき適切に実施するものとする。

#### **【名勝 楽山園】**

「名勝楽山園環境整備基本設計書」(平成13年(2001)3月)を策定し、庭園部・藩邸部のおおのの整備基本方針を定めて整備実施中である。

甘楽町が管理団体になって整備と公有地化を実施している。当該保存管理計画では、庭園部・藩邸部に分けられているが一体となった対応を定めている。

今後、甘楽町歴史的風致維持向上計画の実施期間中には、重点区域の中核に位置することになるため、現状変更の指針を堅持して名勝の保存と管理を図る一方で、維持向上計画を促進するための保存修理事業などを積極的に実施していく予定である。

#### **【国登録有形文化財茂原家住宅】**

保存整備計画等に基づき、現状変更の指針を堅持して文化財の保存・活用を図り、今後は、建造物の保存カルテ等により、発掘調査、史料文献調査等詳細な調査を今後行う。また、維持向上計画を促進するため保存修理事業などを積極的に実施していく予定である。

#### **【小幡地区伝統的建造物群保存地区(予定)】**

小幡地区の伝統的建造物群保存地区については、早急に伝統的建造物群調査を行い、作成される保存計画に基づき、各種事業を導入し、計画的に保存を進めるものとする。同時に町独自の補助制度等を制定し、必要な支援を行う。

公有化した建造物については、公開や活用を積極的に進めるものとする。また、文化財の保存活用を図るため空き家調査等を行い、所有者と協議のもと、空き家の活用を図る。

#### 【国指定・選択文化財以外の文化財】

国登録有形文化財、県及び町指定文化財においては、「文化財の保存・活用の現状と今後の方針」に基づき、保存と活用を図る。

また、小幡地区伝統的建造物群保存地区として予定している区域に隣接する市街地と一体となった区域は、一体的に整備を図る。

今後は、これら建造物の保存カルテを作成し、歴史的な建造物については、歴史的風致形成建造物への指定等を行い、歴史的環境総合支援事業等の各種事業を導入し保全を図る。

未指定文化財等についても、有形・無形を問わず、発掘調査や史料文献調査等の詳細な調査を実施し、価値に応じ文化財の指定を行い、適切な保存・活用を行う。

無形の文化財については、映像等による記録を作成し、伝承者の育成を図るとともに、整備される施設での放映を行い、伝承者の確保を図るものとする。

#### 【地域を囲む文化的景観】

重点区域の南から西にかけては、山々に囲まれ、これらの景観は、地域独特の歴史的風致の形成の一部であると考えられることから、小幡地区の景観計画策定においても、地域を囲む周辺環境にも言及し、重点区域全域の歴史的風致の維持向上を図ることとする。

## ② 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

文化財の修理に関する一般的な方針は、前述のとおりであるが、重点区域内においては、名勝「楽山園」及び国登録有形文化財「茂原家住宅」については、修理事業を法令を順守し関係機関と協議して実施し他の建造物については、伝統的保存建造物群保存地区の保存計画や区域内の歴史的建造物の状況を改めて把握した上で、本計画に追加することとする。

#### 【名勝 楽山園】

甘楽町歴史的風致維持向上計画の実施期間中には、重点区域の中核に位置することになるため、現状変更の指針を堅持して名勝の保存と管理を図る一方で、維持向上計画を



促進するための名勝保存の原則に立ち、諸遺構の積極的な保護・保存を図るとともに文化財保護法により保存修理事業などを積極的に実施していく予定である。

整備期間 平成14年度から平成23年度

平成22年度 中門復元的整備

平成23年度 案内板・解説板等の管理用施設の整備

#### 【伝統的建造物群保存予定地区】

地区内には、老朽化等により危険な建造物があるため、早急に修理や建て替えを実施する物件については、歴史的環境形成総合支援事業等の事業を導入し、平成22年3月までに決定される「修理・修景・許可基準」により、建物の外観や意匠、高さを決定する。

なお、早急に修理が必要な物件については、甘楽町伝統的建造物群保存地区審議会に提案し、承認を受けた後に整備することとする。

雄川堰の整備については、平成21年度に町の文化財指定を行い、平成22年度に遺構調査を実施し関係機関へ報告する。施設の整備については、その成果を踏まえ、伝統的建造物群保存地区審議会や関係機関と協議し、保存活用計画等を踏まえ、適切な手続き及び専門的知見を取り入れ実施することとする。

小幡地区の歴史的風致を形成する重要な要素である小幡八幡宮の例大祭の山車については、山車を格納する建造物の修景や適切な配置を、保存会や甘楽町伝統的建造物群保存地区保存審議会と協議しながら進め、小幡八幡宮のお囃子などの保存・伝承を図るため、新たな施設の建築にあわせ、夜間練習時に音が漏れないような気密性の高い部屋を整備する。

#### 【国登録有形文化財茂原家住宅】

平成22年度から平成24年度にかけて土地家屋鑑定を行い公有化する。平成25年度から平成26年度にかけ、耐震補強工事及び景観の阻害になる建築物の除去を行い、景観に配慮した交流スペースを建築するものとする。

現在の状況を詳細に調査後、文化財保護法に基づき、修理の実施計画にあたっては必要に応じて技術指導を求める。

#### 【県史跡旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷】

平成24年度から平成27年度にかけ、耐震補強工事及び景観の阻害になる建築物の除去及び保存修理を行い、景観に配慮した交流スペースを建築する。

現在の状況を詳細に調査後、文化財保護法に基づき、修理の実施計画に当たっては必要に応じ技術指導を求める。

**【旧小幡藩武家屋敷高橋氏屋敷】**

平成22年度に詳細な調査を行い、町指定重要文化財に指定するとともに歴史的風致形成建造物として指定を行う。

平成28年度から平成31年度にかけ、耐震補強工事及び景観の阻害になる建築物の除去及び保存修理を行い、景観に配慮した交流スペースを建築する。文化財保護法に基づき、修理の実施計画に当たっては必要に応じ技術指導を求める。

**【町指定重要文化財甘楽町歴史民俗資料館（旧甘楽社小幡組倉庫）】**

平成24年度から平成26年度にかけ、耐震補強工事及び景観の阻害になる建築物の除去及び保存修理を行い、景観に配慮した交流スペースとする。

現在の状況を詳細に調査後、文化財保護法に基づき、修理の実施計画に当たっては必要に応じ技術指導を求める。

**【喰い違い郭】**

平成27年度から平成31年度にかけて、石積の補修を行い、景観に配慮した交流スペースとする。

現在の状況を詳細に調査後、文化財保護法に基づき、修理の実施計画に当たっては必要に応じ技術指導を求める。

**③ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画**

甘楽町の文化財を展示する施設については、甘楽町歴史民俗資料館及び甘楽古代館がある。

甘楽町歴史民俗資料館は、老朽化等により温度管理等に難があるため、適正な場所での一時保存を図り、重点区域内に建設を予定している施設に、文化財の収蔵施設、展示施設を設け、よりよい環境での保存・活用を図る。また、来訪者の増も加味した施設の充実を図り、外観については、周辺環境や歴史的背景に配慮した建築物とする。

なお、建設にあたっては、遺構の取扱いや外観について、関係機関との連携を図り、住民の合意を得ながら進めることとする。併せて、無形の民俗文化財等を保存伝承するための場所の確保を図り、夜間練習時に周囲に音が漏れないような気密性の高い部屋を整備するものとする。

重点区域のまちづくり団体が中心となり、文化財活用のための案内板の設置や、説明板の設置を行ってきた。管理についても、まちづくり団体が積極的に行い良好な状況が保たれている。



■甘楽町歴史民俗資料館

今後も町が財政的な支援を行うとともに、重点区域内を回遊するルートに案内板を設置するよう、住民とともに取り組んで行く。

「歴史的風致維持向上建造物」については、プレート等町が支援し、所有者と専門家の協力を得て町がその表示を行う。

また、文化財の内部公開は、見せるための公開は限定的に行い町が主催する催しを活用し、そういった催しと内部公開が一体的に行えるよう支援を行う。

地区の歴史的風致を形成する重要な要素である小幡八幡宮の例大祭の山車及び屋台については、格納する建造物の修景や適切な配置を、保存会と協議しながら進める。

便益施設については、地区内の道路が狭く危険であるため、自動車等の交通流入を防ぐため、主要地方道や重点区域の外縁部に駐車場を整備する。公衆トイレ等については、町民の意見や来訪者の回遊路線を確認し適正な配置に努める。

#### ④ 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

##### 【伝統的建造物群保存予定地区】

小幡地区の伝統的建造物群保存地区の予定区域内には、多くの来訪者があるため、平

成13年度から平成19年度にかけ、駐車場の整備や公衆トイレの整備を行ってきている。

観光バスや来訪者の車両については、同事業で整備した駐車場に誘導するとともに、区域内に入らないように案内板の整備も行っている。また、そこからのルートの道路の美化も実施し、一定の来訪者対応は整えている。

平成22年度以降については、新たな課題として来訪者が予想以上に増加し駐車場設置を求める声が多く、都市公園事業等として整備を図る公園施設に、来訪者が気軽に利用できる駐車場の整備を行う。今後來訪者が増加する傾向が続いているため、これに対応するよう新たな計画を策定する。また、本計画中に電線類の地中化等も推進する。

#### 【名勝 楽山園】

名勝「楽山園」については、東と西からの管理用道路に接続する路線が未整備であるため、道路関係の支援事業を活用し、本計画中に道路の整備を進め、併せて周辺環境整備に努める。

#### 【区域内の街路遺構】

区域内の街路遺構については、いくつかの路線が未整備であるため、本計画中に美化を進めるとともに、歴史的風致の維持向上に必要な路線については、電線類の地中化等を進める。

#### 【重点区域周辺の環境】

重点区域は、名勝楽山園の借景である山並み景観が特徴的な区域であるため、重点区域の東の丘陵地、南から西に広がる山並み景観も含め特別な区域として町全体の景観計画として緩衝地帯の整備を図り景観の保全に努める。

都市計画により用途区域が決定されている区域は、高度地区の検討を進め良好な市街地が形成できるように環境の保全に努める。屋外広告物については、町内全域を区域として、条例の制定に努める。

また、区域内には、ブロック塀で囲まれた住宅地が多くあり、区域内の環境や景観の向上を図るため、通りに面した必要な箇所を、板塀修景に努める。

### ⑤ 文化財の防災に関する具体的な計画

甘楽町歴史民俗資料館については、早急に耐震補強工事を実施する計画であり、公設消火栓及び防火水槽により防災体制を整える。

また、実施段階で外壁の地震による崩落の恐れについても調査し、崩落の恐れがある場合は、これに対応した事業を実施する。

甘楽町歴史民俗資料館は、不特定多数の人が多く出入りする施設であるため管理人が常駐しているが、来訪者が多い時期には、人的災害を防止する上でも、展示や案内を行うボランティア等の各種団体に呼びかけ適切な人員配置を行うものとする。

新たに整備する施設については、耐震防火構造として建築する計画であるため、重点区域内の緊急避難所としての付加機能も備えるものとする。

他の文化財についても、公設消火栓及び消防水利の使用範囲を確認し、公設消火栓等の設置や耐震型防火貯水槽の設置を計画的に進める。

また、個々の文化財は個人所有となっているため、防災に関する講習会や、居住の用に供する文化財等に関しては、定期的な訪問をするなど、防災意識の高揚に努める。

伝統的建造物群保存地区の予定地区については、伝統的建造物群の保存計画書により個別の防災施設等の配置は検討することとし、範囲の重複や隔離が無いように調整を図る。

#### 重点区域の消防体制

名 称	分 団 数 等
甘楽町消防団	1分団3部
甘楽町小幡自衛消防団	3自衛組織
富岡消防署	甘楽分署

\* 重点区域は、過去に火災による家屋の消失の歴史的経緯があることから防火体制に関心が高く、道路埋め込み型の消火栓や防火貯水槽がほぼ全域をカバーするよう設置されている。また、雄川堰も自然の消防水利となっている。100トンの耐震性防火貯水槽も1基設置している。

#### ⑥ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の保存及び活用の普及・啓発に関しては、案内板や説明板等の設置や、パンフレットの作成を重点区域において積極的に展開するものとする。

特に、町並み関係のパンフレットと名勝「楽山園」のパンフレットについては、重点区域の歴史的風致を紹介するパンフレットとなるため、改良を重ね作成を続けることと

する。また、学芸員による地域の歴史の勉強会や古文書の解説講座を実施し、地域の歴史について理解を深めるよう努める。

無形文化財・無形民俗文化財などの保存会に対しては、保存継承活動への助成、支援を継続して行っていくものとする。また、各団体が行う広報活動・公演活動についても、情報提供、活動支援を行う。

### ⑦ 埋蔵文化財の取扱に関する具体的な計画

重点区域には名勝「楽山園」以外に周知の埋蔵文化財包蔵地はないが、近世に陣屋がおかれ発展してきた歴史がある。

特に、小幡陣屋跡は、近世の遺構として重要であるため、公有地部分について遺構調査を関係機関と連携を図りながら実施し、その調査結果を関係機関に報告するとともに、地域住民に公表してきた。

その後、調査結果に基づき、関係機関との連携を図りつつ、周知の埋蔵文化財包蔵地の区域を拡大し、このように、近世遺構については更に調査を進め包蔵地等の分布確認等を行い地下遺構の適切な保護を図る。

併せて、文献史料、絵画史料、考古資料などから、近世における町の構造や空間利用について調査研究を行う。

埋蔵文化財の取扱は、現状保護を基本に、やむを得ず遺跡内に開発が計画された場合には、文化財保護法並びに群馬県文化財保護法施行規則、文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」、群馬県教育委員会が定める基準、要綱等に基づき発掘調査を実施するほか、必要に応じた保護措置を図る。また、出土遺物については、群馬県教育委員会が定める要綱により適正に保管・管理及び活用を図る。

### ⑧ 文化財の保存・活用に関っている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

小幡地区の町並み保存に関連する研究会については、独自でイベントや広報活動を行っていることから、活動支援の一環として活動の場の提供と整備を行う。

来訪者に対する活動としては、「大手門ボランティアの会」があり、教育委員会が主体となり、勉強会の開催や案内の受付・人員配置事務を行っているため、これを継続し

て行う。

重点区域外のまちづくり団体との連携が必要な場合は、企画課調整係の協働推進担当が中心となり支援を行う。

文化財に関わる技術者については、組織化を図り社団法人群馬県建築士事務所協会富岡支部と連携を図り互いの技術の向上を図るよう支援するものとする。

今後は、教育委員会が設置する伝統的建造物群保存地区保存審議会に「大手門ボランティアの会」をはじめ「社団法人群馬県建築士事務所協会富岡支部」が参加し、小幡地区の各種審議会への参加も求め、住民合意が形成できる体制を構築して行く。NPOは、現在は関わっていないが必要に応じて連携する。

## ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

### (1) 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方

甘楽町固有の歴史的風致維持向上施設の整備については、町の関連する計画との整合性を図りながら、重点区域内で施設整備を進める。

管理にあたっては、文化財については文化財保護法、歴史的風致形成建造物については町条例等、公園については都市公園法、道路については道路法に基づき行政が管理主体となり根幹的な維持管理を行うものとする。また、行政の維持管理に加え、地元自治会（行政区）等と連携した日常的な管理を行うことにより歴史的風致の維持向上に努める。

#### ① 現存する道路や公園、石碑、歴史や文化を紹介する施設

現存する道路や公園については、その施設や区域の歴史的背景を十分に調査した上で、歴史的風致を維持向上するため形態や意匠に工夫を施すものとする。

特に、道路については歴史的風致を形成している祭事等に支障が生じないように、今後とも適切に維持管理していくものとする。

#### ② 歴史的風致を維持向上させるために、新たに整備する道路や公園、歴史や文化を紹介する施設

甘楽町固有の歴史的風致を維持及び向上するために、新たに整備する必要のある道路、公園等については歴史的背景を十分に調査した上で、必要に応じて学識経験者や住民による検討会を開催する。特に、公園については歴史的風致を形成している建造物の緩衝地帯として整備を図るものとする。

また、新たに建設する歴史的風致を維持向上させるための施設については、埋蔵文化財の確認調査を実施し、各種法令に基づき関係機関と連携を図りながら、遺構の保存を図りつつ事業の進捗を図る。

外観については、事業箇所が伝統的建造物群保存予定区域と重なるため、町の伝統的建造物群保存審議会において審議し、その結果を受け決定するものとする。

歴史や文化を紹介する施設において、展示する文化財や保管している文化財を適正に管理するため、湿度管理や温度管理等、施設の質の向上を図ることとし、また、防災の



ための機能の充実や、人的被害の防止のため防犯カメラや巡回等を実施する。

新たに整備する道路、公園、歴史や文化を紹介する施設については、劣化や事故を防ぐため、巡回等を定期的に行い、適切に維持管理する。

### ③ 歴史上存在した土塁・堀・塀等の歴史的風致を形成する施設

歴史上存在した土塁・堀・塀等の町の歴史的風致を形成する施設については、文献史料、絵画資料、発掘調査等による調査を行い、町の歴史的風致を形成すると認められた施設については、関係機関と協議の上、復原または案内板等を設置するなどして、歴史的風致の維持及び向上に努める。

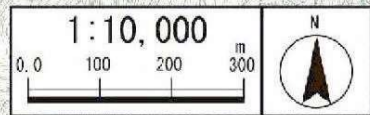
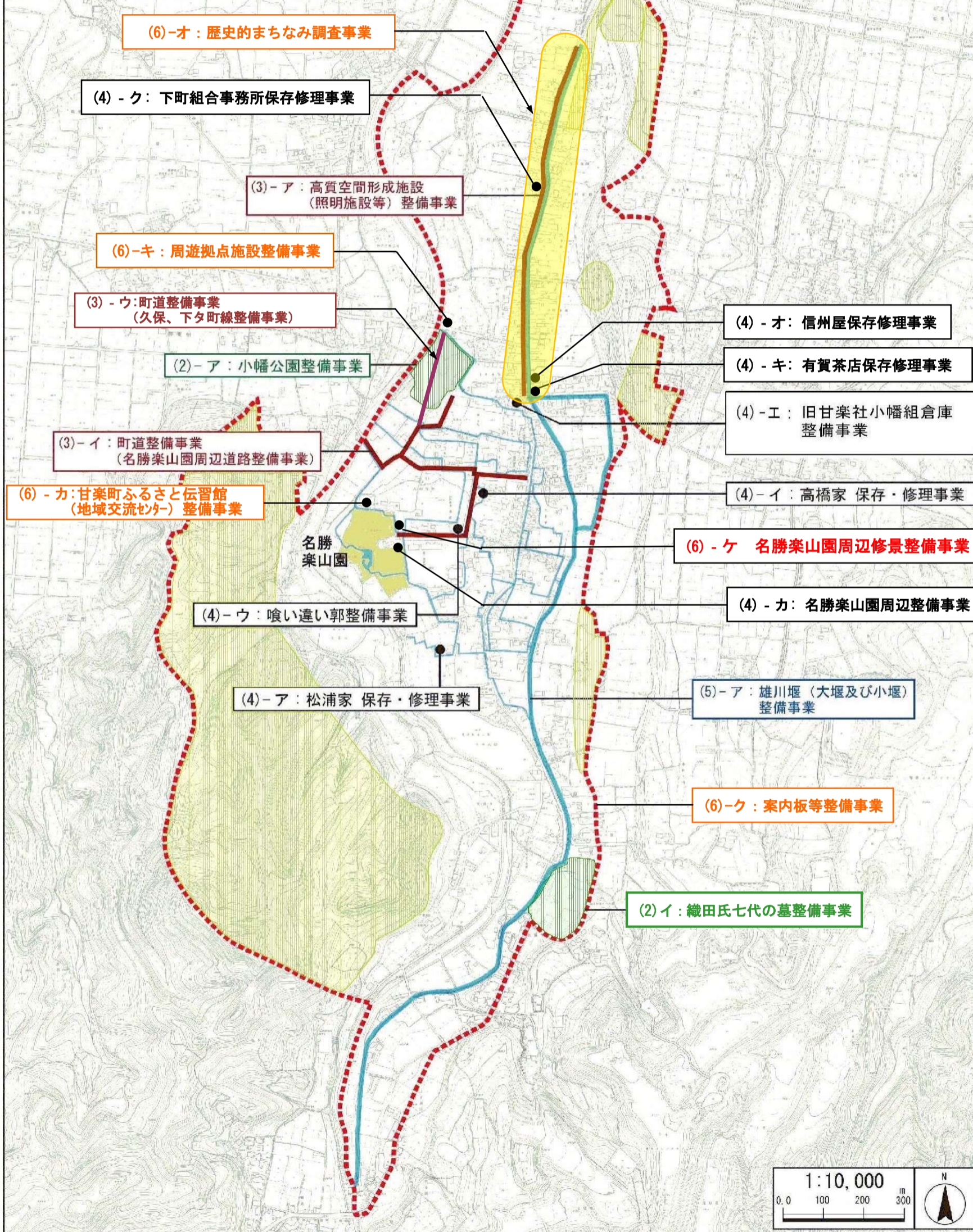
復原した建造物等については、公開・活用を行っていくこととし、維持管理においては、それぞれの状況に応じて、文化財部局と都市・道路部局等が連携し適切な役割分担のもと維持管理を行うものとする。

# 事業総括図

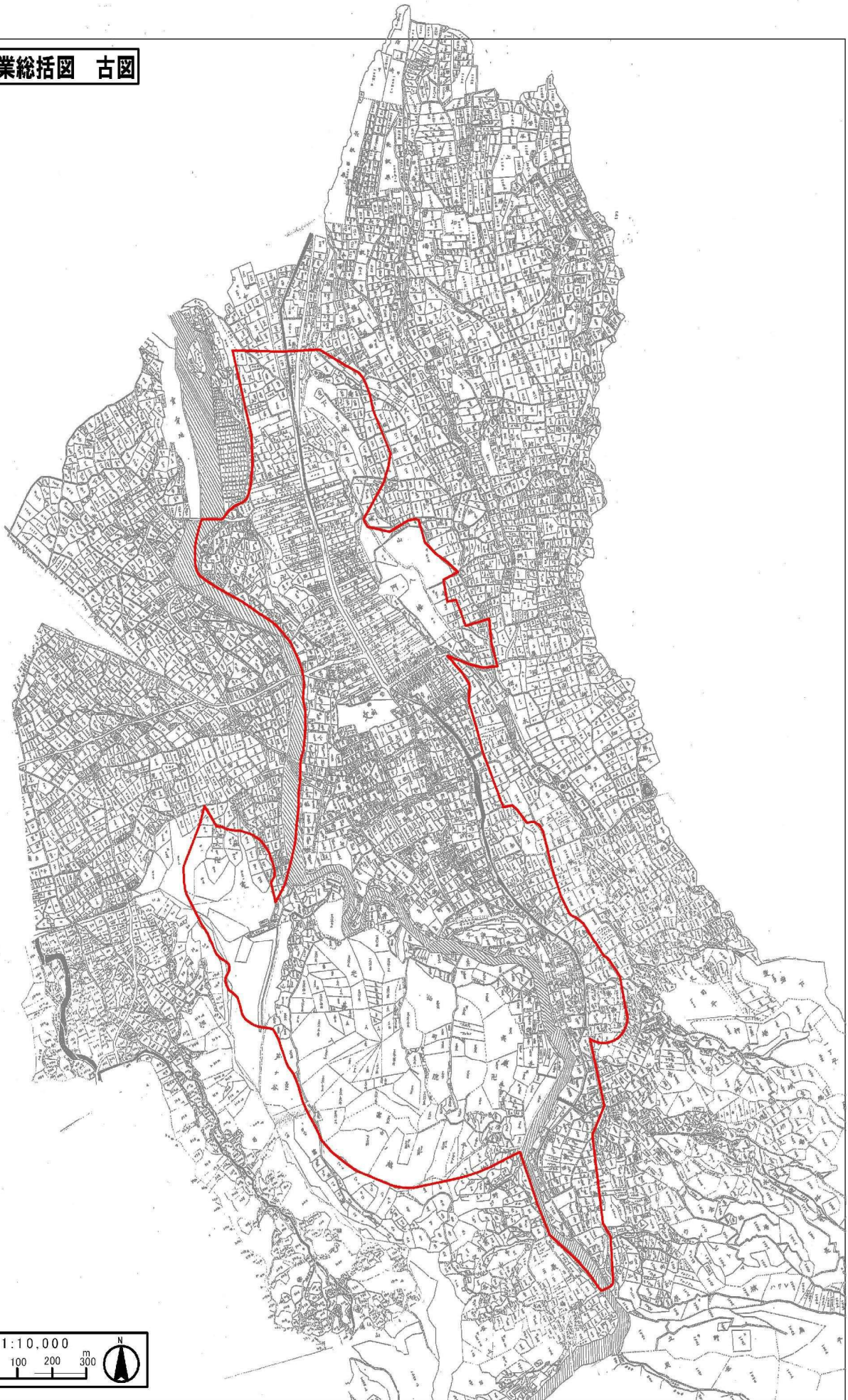
- (2) : 公園の整備事業
- (3) : 道路の整備事業
- (4) : 建造物の保存修理事業
- (5) : 水路の整備事業
- (6) : その他の事業

重点区域




遺跡分布区域

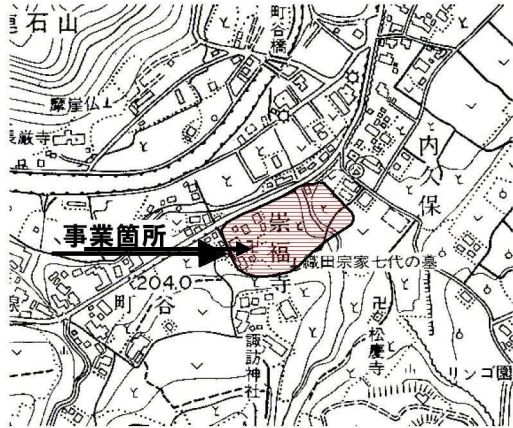




事業総括図 古図

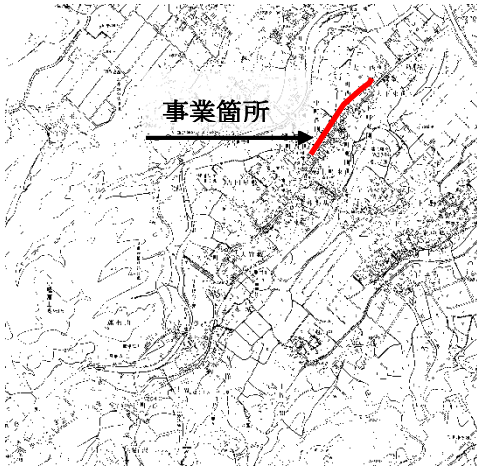

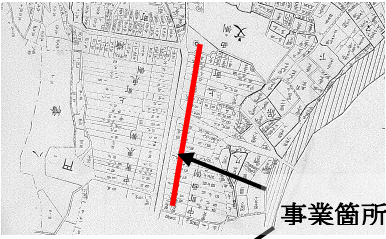
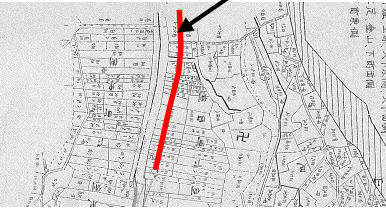


## (2) 公園の整備事業

事業の名称	ア 小幡公園整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成24年度～平成27年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	一級河川雄川沿いに公園整備を図る。事業対象面積0.4ha
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>名勝楽山園の北側に位置する当該エリア一帯を公園として整備することで、甘楽総合公園、一級河川雄川沿いの遊歩道「せせらぎの道」と一体的に利用できるようになり、小幡地区散策の拠点及び来訪者と地域住民との交流の場としての機能強化が図られるとともに、城下町小幡の景観や回遊性・利便性の向上を図ることができる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

事業の名称	イ 織田氏七代の墓整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成28年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	織田氏七代の墓（町指定文化財）周辺の公園整備を行う。区画面積約2.0ha
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>織田氏七代の墓は、城下町小幡の歴史やまちの成り立ちを知る上で重要な場所である。しかし現状では、墓周辺はほとんど整備がなされておらず、景観的にも煩雑な状況となっている。</p> <p>当該エリアを「織田公園」として整備することで、町指定文化財である織田氏七代の墓の活用と周辺の良い景観形成が図られる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

### (3) 道路の整備事業

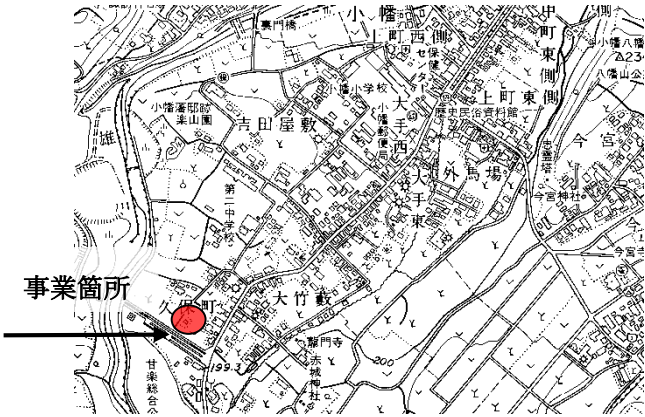

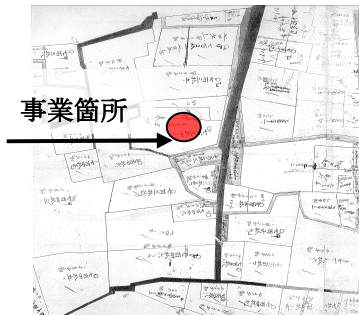
事業の名称	ア 高質空間形成施設（照明施設等）整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成25年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	道路・雄川堰（大堰）の照明整備及び町道の無電柱化を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>雄川堰とともに歴史的建造物が数多く保存されている町屋地区は「小幡八幡宮例大祭」の舞台となる。町道上町東側・下町東側線等の景観を阻害している電柱や電線類を地中化するとともに、照明施設の整備を図ることにより、往来する人々の回遊性及び景観の向上が図られる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>    



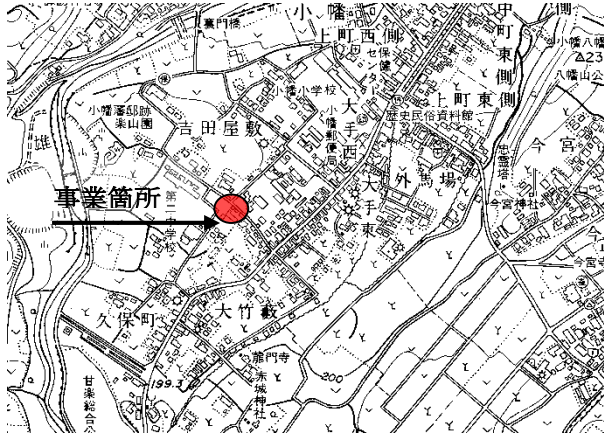




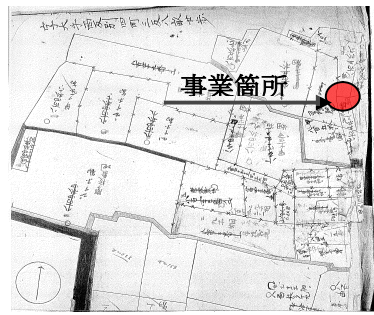


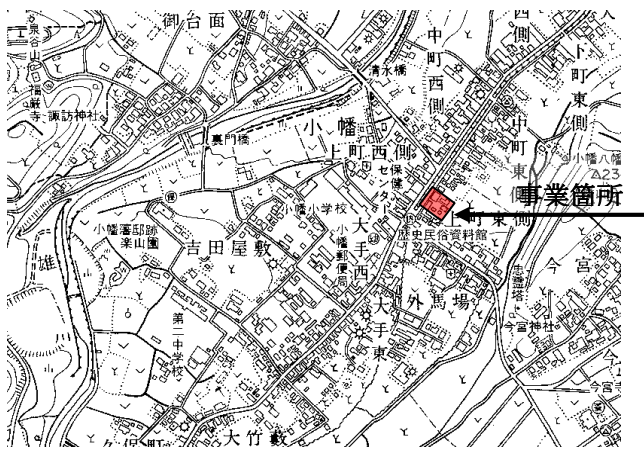

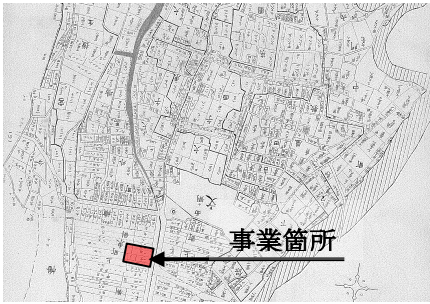
#### (4) 建造物の保存修理事業

事業の名称	ア 松浦氏屋敷保存・修理事業（旧小幡藩武家屋敷）
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成25年度～平成28年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	松浦氏の旧宅を保存修理及び耐震改修を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>武家屋敷地区にある松浦家は、武家の屋敷構えを良好に残し雄川堰の地割と一体となっている。江戸時代の武士の生活環境と当該地域の歴史を知る上で極めて重要な資源である。</p> <p>所有者の理解を得て一般公開しており、保存修理及び耐震改修を行うことで、武家屋敷群の充実化が図られるとともに、見学を目的とした来訪者の増加を期待できる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   



事業の名称	イ 高橋氏屋敷保存・修理事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業期間	平成26年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	高橋家の旧宅を保存修理及び耐震改修を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>武家屋敷地区にある高橋家は、武家の屋敷構えを良好に残され雄川堰の地割と一体となっている。江戸時代の武士の生活環境と当該地域の歴史を知る上で極めて重要な資源である。</p> <p>所有者の理解を得て一般公開しており、保存修理及び耐震改修を行うことで、武家屋敷群の充実化が図られるとともに、見学を目的とした来訪者の増加を期待できる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   




事業の名称	ウ 山田家の喰い違い郭整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成27年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	喰い違い郭の石積の修繕を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>武家屋敷地区にある喰い違い郭は、戦の時の防衛上のために造られたとも、下級武士が上級武士に出会うのを避けるため隠れたともいわれており、江戸時代の武士の生活環境と当該地域の歴史を知る上で極めて重要な資源となっている。</p> <p>喰い違い郭は、所有者の理解を得て一般公開しており、保存修理を行うことで、武家屋敷群の充実化が図られるとともに、見学を目的とした来訪者の増加を期待できる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

事業の名称	エ 旧甘楽社小幡組倉庫整備事業（旧小幡組製糸レンガ造り倉庫）
事業主体	甘楽町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成27年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	旧甘楽社小幡組倉庫の駐車場整備を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>町の有形文化財に指定されている旧甘楽社小幡組倉庫は、現在、甘楽町歴史民俗資料館として一般公開されており、当町の近代産業発祥に関わる歴史的風致の拠点施設となっている。一方、現状では駐車場が狭く、利用者の不便をきたしている状況も見られる。</p> <p>駐車場の整備を行うことにより、見学を目的とした来訪者の増加を期待できる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

事業の名称	才 信州屋保存修理事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
事業期間	平成23年度～平成25年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	小幡宿の商家である信州屋の保存修理を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>信州屋は町屋地区にある伝統的な建築物である養蚕農家群の町なみの中にあり当該地域の歴史を知る上で極めて重要な資源である。所有者から町へ寄付を受けて一般公開を図り、保存修理を行うことで養蚕農家群の充実化が図られるとともに、見学を目的とした来訪者との交流拠点としても期待できる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   


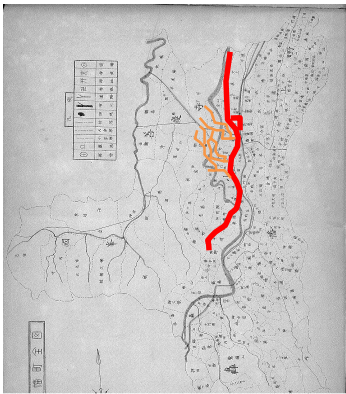


事業の名称	カ 名勝楽山園周辺整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
事業期間	平成23年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	名勝楽山園に隣接した土地(783㎡)を購入し、名勝楽山園と一体となった整備を図り、交流拠点を設けることにより見学を目的とした来訪者との交流を推進する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>名勝楽山園は、江戸初期の池泉回遊式様式の庭園で、城下町小幡の中核を形成している。東側の当該エリアを購入し、交流拠点を併せて整備することにより、名勝楽山園周辺の景観の向上が図られ、見学を目的とした来訪者との交流の推進が期待できる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

事業の名称	キ 有賀茶店保存修理事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業期間	平成25年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	小幡宿の商家である有賀茶店の保存修理を行う
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>有賀茶店は町屋地区にある伝統的な建築物である養蚕農家群の町なみの中にあり当該地域の歴史を知る上で極めて重要な資源である。所有者から借り受けて一般公開を図り、保存修理を行うことで養蚕農家群の充実化が図られることが期待できる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

事業の名称	ク 下町組合事務所保存修理事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
事業期間	平成26年度
事業箇所	甘楽町
事業概要	下町組合事務所の保存修理を行う
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理せ由等	<p>下町組合事務所は、下町地区の情報発信拠点、祭礼などの住民交流事業や共有場所として利用されると共に養蚕農家群の北に位置し多くの来訪者に地域の歴史である養蚕について一般公開している。そこで、建物の保存修理及び耐震改修を行うことで、歴史的建造物の保存、活用が推進されると共に見学を目的とした来訪者の増加を期待できる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   



### (5) 水路の整備事業

事業の名称	ア 雄川堰整備事業
事業主体	群馬県・甘楽町
事業手法	農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）（大堰） 小規模農村整備事業（小堰）
事業期間	平成25年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	雄川堰（大堰及び小堰）の石積の改修を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>小幡のまちに網目状に張り巡らされている雄川堰（大堰及び小堰）は、小幡地区の歴史的風致の中核をなすものであるが、調査を行った結果、洗い場などで石積が崩れている箇所が複数確認された。</p> <p>これら補修が必要な箇所の石積の整備工事を行うことで、雄川堰の保存・活用が推進される。</p> <p>【整備予定箇所】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業箇所 小堰</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>事業箇所 大堰</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>■ 雄川堰(大堰)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>■ 雄川堰(小堰)</p>  </div> </div>

## (6) その他の事業

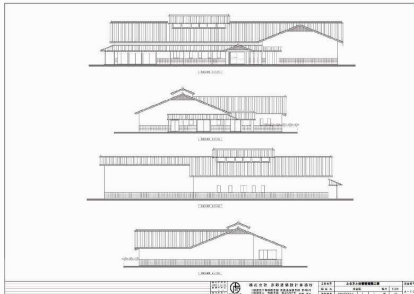
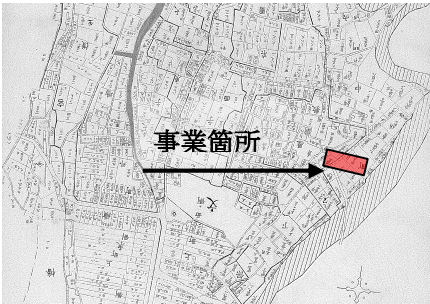
事業の名称	ア 小幡ものがたり出版事業
事業主体	甘楽町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成22年度～平成25年度
事業箇所	重点区域を中心とした町域
事業概要	小幡の歴史、文化、人物及び由来等について定期的に小冊子を発行する。なお、当初は、広報などに定期的に掲載し、まとまったものを季刊発行とする。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	貴重な小幡の情報を後世に継承すると共に町の歴史、文化等を拝観客に発信することができる。

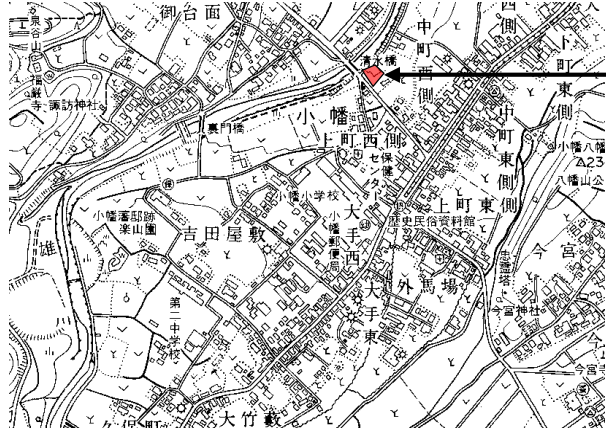


事業の名称	イ 地域コミュニティ組織づくり事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
事業期間	平成23年度～平成26年度
事業箇所	重点区域を中心とした町域
事業概要	小幡地域において、行事やイベントなどの実行委員会を組織する中核的な地域コミュニティ組織を育成、向上のためワークショップ等を開催していく。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	過疎化、少子高齢化の進展等に伴い、希薄化する自治機能を高めるため、コミュニティの維持、活性化を図る仕組みづくりを図ることができる。今後、必要となる伝建群の指定、町屋の保存活動を推進する中核的な組織が必要である本事業は、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

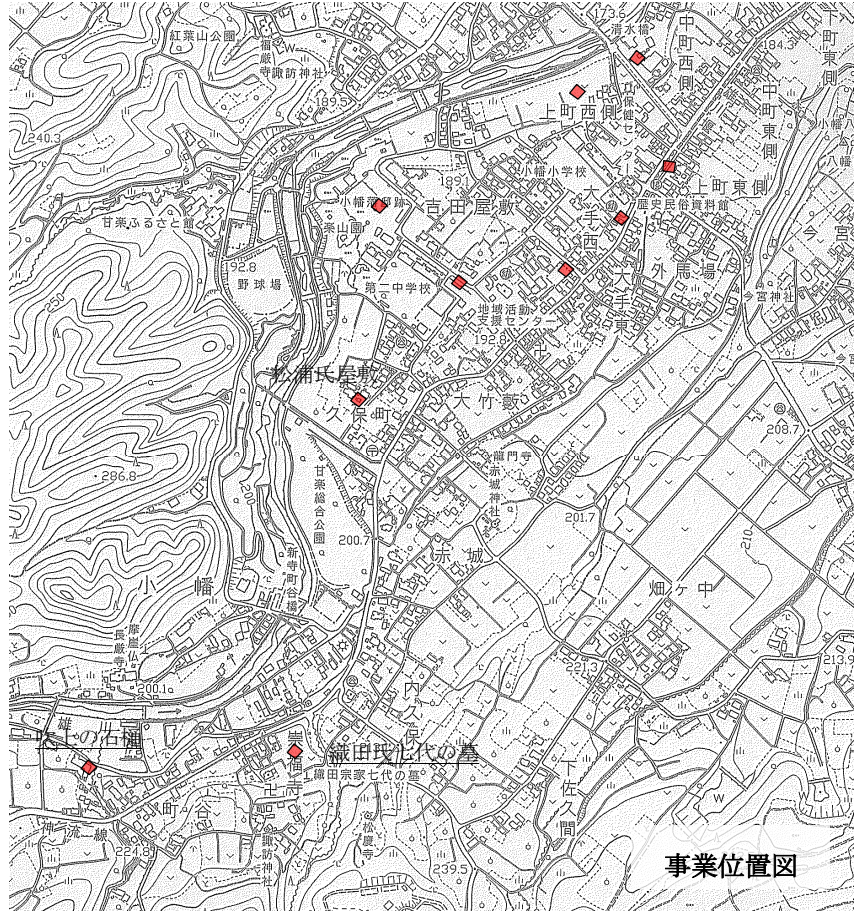
事業の名称	ウ 趣と味わいのある建物指定制度
事業主体	甘楽町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成22年度～平成25年度
事業箇所	重点区域を中心とした町域
事業概要	文化財の指定を受けていない古い建物を「趣と味わいのある建物」として指定し、住民等に情報発信をする。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	甘楽町の風情を醸し出している古い建物を「甘楽町趣と味わいのある建物」として指定し、住民等に情報発信することで、甘楽町の歴史的風致に関する理解を推進するとともに、新たな魅力の発見や城下町としての深みを体感してもらうことができる。

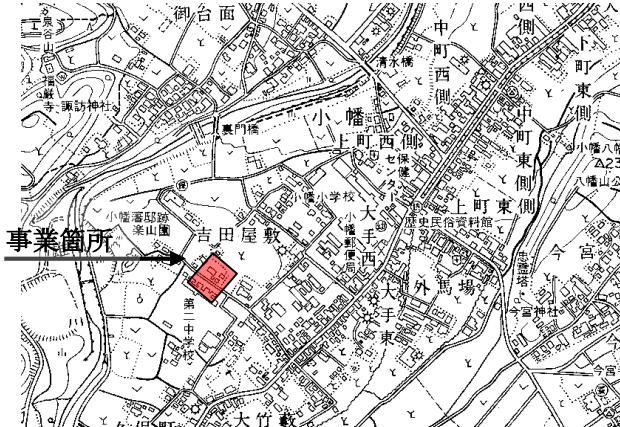
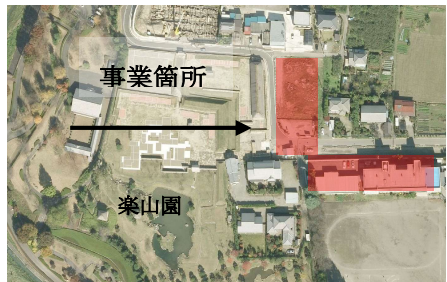
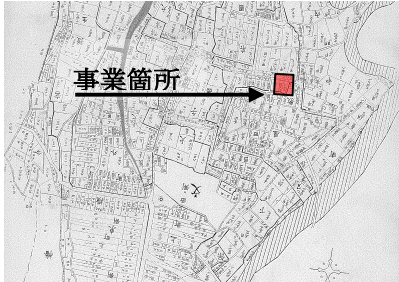
事業の名称	エ 歴史まちづくり（歴史・文化・景観）講習会
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成22年度～平成31年度
事業箇所	重点区域を中心とした町域
事業概要	住民を対象に町の文化財及び町の歴史等について講習会等を開催する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	町の文化財や歴史等について講習会等を開催することにより、住民等が自らの地域の歴史的資産の価値を再認識することができる。

事業の名称	オ 歴史的まちなみ調査事業
事業主体	甘楽町
事業手法	町単独事業
事業期間	平成26年度～平成31年度
事業箇所	重点区域を中心とした町域
事業概要	重点区域内の町屋地区の養蚕農家を中心に歴史的まちなみ調査を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	甘楽町の雄川堰沿いの養蚕農家群を中心に、まちなみの調査を行うことにより町の歴史的なまちなみ保存が図られ町の歴史的風致の維持及び向上に寄与することができる。

事業の名称	カ 甘楽町ふるさと伝習館（地域交流センター）整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成22年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	民俗芸能等を学習、伝承する場、地域住民と来訪者との交流する場を備えた施設を整備し、歴史に基づいた無形民俗文化財等の継承、地域交流の場所を確保する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>名勝「楽山園」に隣接し、小幡地区の中核をなす施設である。現在、無形民俗文化財などの地域に密着して伝承されてきた文化財が社会状況の急速な変化で断絶の危機に瀕している。本施設により民俗芸能等を積極的に公開、情報発信する場を提供することで、後継者の確保と支援者の拡大が見込まれる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   

事業の名称	キ 周遊拠点施設整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成24年度～平成25年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	情報発信施設を整備することにより歴史的資源を繋ぐネットワークの向上が図られる。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>町の玄関口に周遊拠点を整備することにより、来訪者等に対して町の歴史的風致、歴史的な建造物及び景観についての情報を伝える機能が高まり、町の歴史的風致への理解を深めることができる。また、歴史的風致を巡る回遊性の高いネットワークが形成され、このことにより多くの人々が甘楽町の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> <p>【整備予定箇所】</p>  <p style="text-align: right;">事業箇所</p>  

事業の名称	ク 案内板等整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成25年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内（重点区域内全域）
事業概要	歴史的建造物について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。 （新たに整備する織田氏七代の墓整備事業など事業箇所を追加する）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、住民や来訪者が建造物への理解を深めることができるとともに、散策ルートの設定等と併せ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が甘楽町の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> 

事業の名称	ケ 名勝楽山園周辺修景整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業期間	平成28年度～平成31年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	名勝楽山園に近接した土地を取得し、休息施設等の交流の場を設けることで来訪者との交流を推進し、他施設との回遊性の向上を図る。また、景観阻害施設の改修により周辺の景観保全を図る。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>名勝楽山園は、江戸初期の池泉回遊式様式の庭園で、城下町小幡の中核を形成している。当該地は名勝楽山園の東に位置しており、北側には工場が立地していることから、植栽などの修景整備により周辺の景観の向上保全が図られる。また、休息・便益施設等の整備により来訪者と住民との交流の場が創出され、史跡を巡る回遊性の向上が図られる。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   



(7) 文化庁事業

事業の名称	ア 名勝楽山園環境整備事業
事業主体	甘楽町
事業手法	文化庁補助事業
事業期間	平成14年度～平成23年度
事業箇所	甘楽町大字小幡地内
事業概要	土地の公有地化を図り発掘調査を行い環境整備事業を図る。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>江戸初期の池泉回遊様式（庭を眺めるだけでなく、歩いても楽しめる）の庭園で、京都の桂離宮と同じ特色を有している。平成11年度に国の名勝指定を受け、以後、甘楽町が管理団体となって公有地化を図り維持管理を行っている。</p> <p>【整備予定箇所】</p>   